

四日市市告示第123号

災害対策基本法第49条の6第1項及び同法第49条の7第2項の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を取り消したので、同法第49条の6第2項及び同法第49条の7第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月25日

四日市市長 森 智 広

1 指定緊急避難場所

- (1)施設名 楠保健福祉センター（ゆりかもめ）前広場  
楠保健福祉センター（ゆりかもめ）
- (2)所在地 四日市市楠町北五味塚1450-1

2 指定避難所

- (1)施設名 楠保健福祉センター
- (2)所在地 四日市市楠町北五味塚1450-1

（危機管理統括部 危機管理課）